

# 健康推進員制度

町が実施する保健事業への協力や自主的な活動等をおおして地域における健康づくりの担い手となるものです。

昭和38年10月 保健協力員制度発足

昭和47年4月 食生活改善推進員制度発足

平成元年4月 健康推進員制度発足

(保健協力員制度、食生活改善推進員制度が発展的解消)

現在の人数 314人 (18.5世帯に1人)

- 主な活動
- ◎地域住民への情報の提供及び収集
  - ◎高齢者への支援、安否の確認
  - ◎地域健康教室等の自主開催
  - ◎町の健康づくり事業や健診等の支援協力